

《公開用感染制御相談事例集(Q&A)》

相談事例No. 25

区分 環境整理 (リネン)

【質問】

感染症 (インフルエンザ、MRSAなど) の患者が使用した寝具・リネンを洗濯委託業者が取り扱う際、ビニール袋に入れ密閉する必要があるでしょうか？また、ビニール袋が必要な場合は医療機関が準備するものでしょうか？

【回答】

感染症法に定める1類～4類感染症及び新型インフルエンザ等感染症の病原体に汚染された寝具は医療機関において消毒を行い感染の危険性を取り除く必要がありますが、今回のご質問は5類感染症の寝具・リネンの取り扱いについてであると考えます。これは各医療機関における外部業者との契約内容によって対応が異なりますが、原則は以下のとおりです。

平成20年8月29日付医政経発第0829003号厚生労働省医政局経済課長通知「病院、診療所等の業務委託について」の一部改正について(通知)第八(患者等の寝具類の洗濯の業務について(令第四条の七第七号関係)3.感染の危険のある寝具類の取扱い(2)により、感染の危険のある寝具類については、その洗濯を外部委託することができるものであっても、やむを得ない場合を除き、これに係る消毒は病院内の施設で行うこととされています。

このたび、この通知の「感染の危険のある寝具類」の範囲を厚生労働省医政局指導課に確認したところ、特に基準はなく、医療機関(医師)が「感染の危険のある寝具類」と判断したもの、との回答を得ました。医療機関において「感染の危険のある寝具類」の消毒の

要否を判断する場合、例えば、B型ウイルス性肝炎（5類感染症）の患者の血液が付着した寝具類や感染性胃腸炎（5類感染症）の患者の嘔吐物が付着した寝具類など、感染症と診断(疑いを含む)がされた患者の感染のおそれのある病原体で汚染された寝具類については、医療機関において消毒してから洗濯を委託することが望ましいと考えます。ただ「例外的に消毒前の寝具類の選択を外部委託する場合には、感染の危険のある旨を表示した上で、密閉した容器に収めて持ち出すなど、他へ感染するおそれのないように取り扱うこと」とも定められてもいます。汚染された寝具類の洗濯を業者に委託する場合は、業者は「病院寝具等の受託洗濯施設に関する衛生基準」にしたがって、これらの寝具を消毒する必要があります。この点から委託契約において、血液・体液などが付着している寝具類の扱いを取り決めておく必要があります。血液汚染などがあるものは、その場でビニール袋に入れ、密閉して提出する方法が望ましいです。その際、中に入っている寝具の種類、汚染の種類（例：シーツ1枚・血液汚染）を明示しておく必要があります。

感染症患者に使用したリネンを医療機関外に持ち出す際の法律上の取り決めは、医療機関外の環境や外部委託事業所の担当者への感染性微生物拡散を最小限にすることが目的とされます。外部委託事業所とよく話し合い、委託事業所職員の感染対策の理解度なども踏まえ、契約内容を検討されてはいかがでしょうか。